

# 鳥獣被害防止総合対策事業



申請条件:防護柵で3戸以上の田畑を囲む

## 防護柵資材費を最大85%助成します

集落で設置する防護柵の資材費が対象となります。  
柵の種類は、**金網柵**もしくは**ワイヤーメッシュ柵**となります。  
(※電気柵は対象となりません)

発注および納品は、協議会（市）で実施し、助成額を除いた金額を後日ご負担いただきます。

納品後は、地元住民による施工となります。

## 令和9年度要望調査

事業の実施を要望される際には以下の2点を揃え、南あわじ市農林振興課鳥獣対策室までご提出願います。

**提出期限 令和8年7月3日(金)**

- ① 令和9年度 集落で実施する防護柵整備に係る要望書  
(裏面の誓約事項もご確認ください)
- ② 整備希望場所が判る地図  
※提出いただいた書類を集落の鳥獣被害防止計画の一部と位置づけ、事業の進行とともに計画をより良くします。

## 要望調査に係る注意事項

- ・ 来年度に事業を活用するための事前調査です。  
**柵資材の納入は令和9年度**となります。
- ・ 国へ要望後、結果次第では、令和9年度事業内容について一部縮小等、再調整する場合があります。  
その際には、集落へご相談させていただきます。

## 【対象となる整備例】

① 隣接する田畑全体を囲う場合

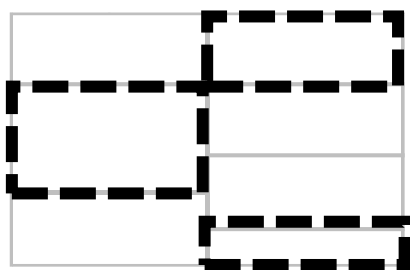


② 山のすそに張る場合



## 【対象とならない整備例】

① 個別の田畑を囲う場合



② 柵の納品後、設置を工務店等に依頼する場合

⇒国や県の補助金には  
**地元による直営施工で設置する**ことが条件に含まれています。

※設置参加者（地元住民）の労務費については、多面的機能支払交付金を充てることが可能です

## 今後のスケジュール

国の補助事業を活用する場合のおおよそのスケジュールとなります。  
（※国からの通知時期等により、前後することがあります）

**令和8年7月3日**

**令和9年度要望 締め切り**

～9月頃

要望箇所の現地確認および事業調整

※調整する過程で他の事業を提案させていただく場合があります。

10月頃

国への要望書類の提出

**令和9年**

6月頃

国からの結果に基づき事業調整

市において設計・発注

**10月頃**

**柵資材の納品**

※集落代表者の立ち会いをお願いします。

～令和10年 2月末

防護柵設置作業（地元施工）・完成

※市が確認を行いますので完成後ご連絡ください。